

10節 ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)

18. 10. 1 一般事項

この節は、屋内の木部のウレタン樹脂ワニス塗りに適用する。

18. 10. 2 ウレタン樹脂ワニス塗り

ウレタン樹脂ワニス塗りは表18. 10. 1により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。

表18. 10. 1 ウレタン樹脂ワニス塗り

工 程	種 別		塗 料 そ の 他			塗付量(kg/m ²)	
	A種	B種	規格番号	規格名称	1液形	2液形	
素地ごしらえ	○(注)1		18.2.2による			—	—
1 着色(注)3	○	○	—	油性顔料着色剤又は溶剤形顔料着色剤(注)4	—	—	
2 下塗り	○	○	JASS 18 M-301	1液形油変性ポリウレタンワニス	0.05	—	
			JASS 18 M-502	2液形ポリウレタンワニス	—	0.06	
3 研磨紙刷り	○	○	研磨紙P240~320			—	—
4 中塗り	○	—	JASS 18 M-301	1液形油変性ポリウレタンワニス	0.05	—	
			JASS 18 M-502	2液形ポリウレタンワニス	—	0.06	
5 研磨紙刷り	○	—	研磨紙P240~320			—	—
6 上塗り	○	○	JASS 18 M-301	1液形油変性ポリウレタンワニス	0.05	—	
			JASS 18 M-502	2液形ポリウレタンワニス	—	0.06	

(注) 1.素地ごしらえの種別は、塗料その他の欄による。

2.JASS 18 M-301及び M-502は、日本建築学会材料規格である。

3.工程1の着色の適用は、特記による。

4.工程1の着色に用いる塗料は、1液形油変性ポリウレタンワニスの場合は油性顔料着色剤(ピグメントステイン JASS18M-306)とし、2液形ポリウレタンワニスの場合は溶剤形顔料着色剤とする。

18. 2. 2 木部の素地ごしらえ

(1) 木部の素地ごしらえは表18. 2. 1により、種別は特記による。特記がなければ、不透明塗料塗りの場合はA種、透明塗料塗りの場合はB種とする。

表18. 2. 1 木部の素地ごしらえ

工 程	種 別		塗 料 そ の 他			面の処理
	A種	B種	規格番号	規格名称	種 類	
1 汚れ、付着物除去	○	○	—			素地を傷つけないように除去する。油類は溶剤等で拭き取る。
2 ヤニ処理	○	○	—			ヤニは削り取り、又は電気ごて焼のうえ、溶剤等で拭き取る。
3 研磨紙刷り	○	○	研磨紙P120~220			かんな目、逆目、ケバ等を研磨する。
4 節止め	○	—	JASS 18 M-304	木部下塗用調合ペイント	合成樹脂	節及びその周囲に、刷毛塗りを行う。
			JASS 18 M-308	セラックニス類	白ラックニス1種	
5 穴埋め	○	—	JIS K 5669	合成樹脂 エマルジョンパテ	耐水形	割れ、穴、隙間、くぼみ等に充填する。
6 研磨紙刷り	○	—	研磨紙P120~220			穴埋め乾燥後、全面を平らに研磨する。

(注) 1.ラワン、しおじ等導管の深いもの場合は、必要に応じて、工程2の後に塗料の製造所の指定する目止め処理を行う。

2.合成樹脂エマルジョンパテは、外部に用いない。

3.JASS 18 M-304及びJASS 18 M-308は、日本建築学会材料規格である。

4.工程4の節止めにおいて、合成樹脂調合ペイント塗り及びつや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗りの場合はJASS 18 M-304を適用し、それ以外はJASS 18 M-308を適用する。

(2) 透明塗料塗りの素地ごしらえで、素地面に仕上に支障の恐れがある著しい色ムラ、汚れ、変色等がある場合は、表18. 2. 1の工程を行った後、着色剤等を用いて色ムラ直しをする。